

令和元年9月5日  
関東運輸局鉄道部

## 消費税率引上げに伴う鉄道事業者の旅客運賃等の上限変更認可について (関東運輸局長権限事業者分)

各鉄道事業者から認可申請のありました、令和元年10月1日に予定されている消費税率の10%への引上げに伴う鉄道事業者の旅客運賃等の上限の変更については、本日付けで申請のとおり認可しましたのでお知らせいたします。

### ○消費税率の引上げに伴う鉄道事業の旅客運賃等の上限変更について

消費税は、消費一般に広く負担を求める税であり、最終的には消費者が負担するものであることから、その引上げに当たっては、旅客運賃等（鉄道事業法第16条第1項）の変更により、円滑かつ適正な転嫁を行うことを原則としています。

具体的には、事業全体として108分の110以内の増収であることを前提として、より正確な転嫁を可能とする1円単位の運賃を認めるとともに、利用者から見た運賃等のわかりやすさにも配慮することとしています。

### ○各鉄道事業者の旅客運賃等の上限変更認可申請の概要

別紙参照

#### [参考]

#### ○鉄道事業法（昭和61年法律第92号）

第十六条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3～5（略）

[問い合わせ先] 関東運輸局鉄道部監理課 担当 内山・田中  
電話 045-211-7239 FAX 045-212-2011

[配布先] 横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、  
都庁記者クラブ、群馬県政記者クラブ、  
茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、  
埼玉県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、  
山梨県政記者クラブ

## ○各鉄道事業者の旅客運賃等の上限変更認可申請の概要

申請日	申請者名	改定率 (%)				実施 予定日	備 考
		定期外	定 期	料 金	合 計		
元. 7. 8	関東鉄道	2.309	1.371	-	1.852	元. 10. 1	1円単位運賃を導入
元. 7. 8	流鉄	2.737	0.411	-	1.848	元. 10. 1	
元. 7. 8	大山観光電鉄（鋼索）	1.566	-	-	1.566	元. 10. 1	
元. 7. 9	芝山鉄道	1.642	1.970	-	1.753	元. 10. 1	
元. 7. 10	いすみ鉄道	1.760	1.830	0.000	1.744	元. 10. 1	
元. 7. 11	御岳登山鉄道（鋼索）	1.683	2.023	-	1.683	元. 10. 1	
元. 7. 12	野岩鉄道	1.756	1.211	2.657	1.851	元. 10. 1	
元. 7. 12	わたらせ渓谷鐵道	1.691	1.849	1.934	1.744	元. 10. 1	
元. 7. 16	上毛電気鉄道	1.778	1.853	-	1.817	元. 10. 1	
元. 7. 16	鹿島臨海鉄道	2.170	1.413	-	1.847	元. 10. 1	
元. 7. 17	秩父鉄道	1.727	1.844	3.384	1.832	元. 10. 1	
元. 7. 17	埼玉新都市鉄道	1.909	1.793	-	1.851	元. 10. 1	(1円単位導入済)
元. 7. 17	箱根登山鉄道	1.570	1.858	0.011	1.399	元. 10. 1	
元. 7. 17	箱根登山鉄道（鋼索）	1.030	1.900	-	1.033	元. 10. 1	
元. 7. 18	湘南モノレール	2.367	0.908	-	1.851	元. 10. 1	
元. 7. 18	江ノ島電鉄	2.082	0.951	-	1.852	元. 10. 1	
元. 7. 19	真岡鐵道	2.011	1.862	0.000	1.827	元. 10. 1	
元. 7. 19	上信電鉄	1.852	1.851	-	1.852	元. 10. 1	
元. 7. 22	銚子電気鉄道	1.378	0.896	-	1.312	元. 10. 1	
元. 7. 22	小湊鐵道	1.775	1.858	0.000	1.750	元. 10. 1	
元. 7. 22	高尾登山電鉄（鋼索）	1.838	1.794	-	1.838	元. 10. 1	
元. 7. 22	富士急行	1.942	1.850	0.000	1.847	元. 10. 1	1円単位運賃を導入
元. 7. 23	筑波観光鐵道（鋼索）	1.769	1.828	-	1.769	元. 10. 1	

注1. 料金については事前届出制となっています。

2. 改定率は小数点第4位を四捨五入したものを表示していますが、いずれの事業者も改定率の合計が108分の110以内となっています。